

## 火災が多発しています

黒潮町では、今年に入ってから6件の火災が発生（2月15日現在）しています。平成19年の火災発生件数は10件、平成20年は11件となっており、今年はこのを上回るペースで火災が発生しています。

火を取り扱うことは、さまざまな法律で禁止され、また禁止されていなくても、許可や届出が必要な場合があります。皆さんの大切な生命・財産を守るためにも、法律を守っていただきますようお願いいたします。

### 家庭ごみの焼却は禁止です

家庭ごみなど、一般廃棄物の焼却は例外を除いて禁止されています。

違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する（廃

棄物の処理及び清掃に関する法律）となっています。

一般廃棄物の焼却の例外など、廃棄物の処理に関しては、大方総合支所住民課環境保全係（☎43-2800へ直通）または佐賀総合支所まちづくり課水道環境係（☎55-3700へ直通）へお問い合わせください。

### 『火入れ』は役場の許可が必要です

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良のために火入れを行う場合には、火入れを開始する7日前までに、役場に『火入れ許可申請書』を提出してください。

役場では、火入れ許可申請書の内容を確認し、問題がなければ『火入れ許可証』を交付します。

※火入れを行うことに問題がある場合は許可できず、火入れ許可証の交付はしません。申請書は、本庁総務課消

防災係（☎43-2112へ直通）および佐賀総合支所総務課総務係（☎55-3111へ直通）にありますので、火入れを予定している方はご連絡ください。

### 火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為について

屋外で、火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為をする場合には、黒潮消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

届出書は黒潮消防署（☎55-2500）にありますので、屋外で火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為をする予定がある方はご連絡ください。

火の取り扱いには細心の注意を！



### 火のしまつ 君がしなくて 誰がする

平成21年春の火災予防運動

3月1日(日)から7日(土)までの7日間、「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を全国統一の標語として「平成21年 春の火災予防運動」を行います。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、皆さんの火災予防への意識を高めることによって、火災の発生を防止し、死傷者の発生の予防、財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんも、住宅用火災警報器や消火器の設置・点検を行なっていただくとともに、火を取り扱う場合には、細心の注意をしてください。ますようお願いいたします。

○お問い合わせ

本庁総務課 消防防災係  
☎43-2112(直通)  
佐賀総合支所 総務課 総務係  
☎55-3111(直通)

## 消防団員募集!!



地域に密着している消防団は、地域防災の要として災害から人命と財産を守り続けてきた歴史があり、深い信頼を得ています。あなたも消防団員の一人となり、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための活動をしませんか？

○ご相談・ご連絡は

最寄りの消防分団、黒潮町役場 本庁総務課 消防防災係（☎43-2112）、佐賀総合支所 総務課 総務係（☎55-3111）までご相談・ご連絡ください。

